

令和 7 年度 第 7 回庁議要旨

日時：令和 7 年 7 月 8 日（火）

午前 9 時～午前 9 時 5 0 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市離島通信環境整備助成事業の補助対象者の拡大について（復興企画部）

本市では、地理的条件から民間事業者による十分な通信環境整備が行われず、本土との情報格差が生じている離島地域について、情報格差の是正と住民利便性の向上を図ることを目的に、令和 7 年 4 月 1 日より、離島地域に居住する住民、離島地域に所在する法人及び団体等を対象に、高度な無線通信設備を用いて通信環境を整備した場合に、その整備費について補助金を交付しているところである。

補助金の交付対象者のうち法人及び団体等については、離島地域に所在することが交付要件となっており、同じ離島地域で事業を営む法人及び団体等であっても、離島地域に所在地がない法人及び団体等は補助金を活用できず、情報格差の是正や利便性の向上を図ることができない状況となっている。

法人及び団体等に対する補助金の交付要件から所在地要件を撤廃し、補助対象者の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市離島通信環境整備助成事業補助金交付要綱を資料 1－1 のとおり改正する。

【主な改正点】

補助対象者を「離島地域に所在する法人・団体等」から「離島地域で事業を営む法人・団体等」にすることにより、法人・団体等の所在要件を緩和する。この変更に伴い、離島地域以外に所在する法人・団体等から申請については、「補助対象設備を設置する場所を示す書類の添付」を義務づける。

(2) 今後の予定

令和 7 年 7 月 石巻市離島通信環境整備助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

（施行予定年月日：令和 7 年 7 月 1 5 日）

ホームページによる改正内容の周知

[報告事項]

1 石巻市総合運動公園のネーミングライツ契約更新について（市民生活部）

本市では、行財政運営プランの取組項目として、総合運動公園等への広告設置・ネーミングライツ導入の検討が掲げられ、平成 3 0 年 1 1 月に提案募集型ネーミングライツ・パートナーの募集を行い、石巻市広告事業活用委員会において優先交渉権者に選定された「セイホク株式会社」と令和元年 6 月に本市初のネーミングライツ契約を締結し、施設の愛称を「セイホクパーク石巻」とした。本契約については、令和 4 年度に 3 年間の更新を行っている。

令和 7 年 3 月、契約書の優先交渉権に基づき、セイホク株式会社から契約更新の申し入れがあった。

セイホク株式会社との石巻市総合運動公園のネーミングライツ契約を更新したものの。

(1) 主な内容

- ア 対象施設 石巻市総合運動公園
イ 施設の愛称 セイホクパーク石巻
ウ 契約期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで（3年間）
エ 契約金額 年間1,800千円（税別）
オ 契約相手方 東京都文京区本郷1丁目25番5号
セイホク株式会社 代表取締役社長 井上 篤博

【更新前後の契約内容比較】

	更新後	更新前
施設の愛称	セイホクパーク石巻	セイホクパーク石巻
契約期間	令和7年7月1日から 令和10年6月30日まで	令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで
ネーミングライツ料	年額1,800千円（税別）	年額1,800千円（税別）

(2) 今後の予定

なし

2 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定について（市民生活部）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として市が指定できる制度等が創設された。

これを受け、本市では、令和6年度中に民間施設2か所と公共施設16か所をクーリングシェルターに指定した。令和7年5月に株式会社サンエーから、同年6月に株式会社ヨークベニマルから、クーリングシェルターの指定について新たに申し出があった。

サンエー石巻あけぼの店及びヨークベニマル（石巻中里店、石巻蛇田店、大街道店、中浦店、湊鹿妻店）をクーリングシェルターに指定したものの。

(1) 主な内容

- ア 指定施設
サンエー石巻あけぼの店、ヨークベニマル（石巻中里店、石巻蛇田店、大街道店、中浦店、湊鹿妻店）

イ 運用期間
指定日（協定締結日）から令和7年10月22日（水）まで
（国の熱中症特別警戒アラート運用期間は4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）
毎年度、国の熱中症特別警戒アラート運用期間に合わせて実施していく。

ウ 開放日及び時間帯

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、施設の営業時間に準じて開放する。

エ 受入可能人数

サンエー石巻あけぼの店	30人
ヨークベニマル石巻中里店	8人
石巻蛇田店	18人
大街道店	25人
中浦店	7人
湊鹿妻店	11人

(2) 今後の予定

なし

3 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の見直しについて（保健福祉部）

介護保険サービスを利用する際、利用者は介護保険サービス費用の原則1割を負担するほか、介護老人福祉施設に入所した際には食費及び居住費を負担するため、年金が主な収入となる高齢者にとって経済的負担が大きい。

平成13年度より、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、県へ申し出た社会福祉法人が運営する施設等において利用者負担の軽減を実施しており、市町村では利用者の申請に基づく軽減対象者の認定及び事業者への補助を実施している。

軽減対象者の認定においては、前年における公的年金等の収入金額により利用者の所得区分を分類し、軽減対象となる利用者負担の範囲（介護保険サービス費、施設利用時の食費及び居住費）を設定している。

令和6年の老齢基礎年金支給額の改定を踏まえ、令和7年6月に健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、利用者の所得区分に係る基準額が引き上げられた。

政令等の改正に基づき、社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の一部を見直したものの。

(1) 主な内容

【利用者の所得区分と軽減対象となる費用】

	利用者の所得区分		軽減対象（変更なし）
	改正後	現行	
	生活保護受給者	生活保護受給者	居住費の全額 ※食費及び介護保険サービス費は生活保護費として支給。
公的年金等収入	80万9千円以下	80万円以下	食費・居住費の1/4 ※介護保険サービス費は、利用者負担の月額上限により負担軽減されるため、本制度による軽減対象外。
	80万9千円超 120万円以下	80万円超 120万円以下	食費・居住費・介護保険サービス費の1/4
	120万円超	120万円超	

※公的年金等収入＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額

※令和6年1月から12月までにおける老齢基礎年金の満額支給額が80万9千円となり、現行の基準額である80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう見直しを行うもの。

(2) 今後の予定

なし

4 石巻市特別融資制度推進会議の運営方法の見直しについて（産業部）

本市では、認定農業者が農業経営の基盤強化や農地の集積、規模拡大に取り組む際に活用可能な特別融資制度を適正かつ円滑に運営するため、行政機関、農業関係団体、融資機関で構成し、事務局を石巻市産業部農林課とする、石巻市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を平成17年度に設置し、融資・保証に関する審査となる「資金の貸付適性の認定」や「貸付対象者への指導・助言」等を行ってきた。

資金の貸付適性の認定については、事務を融資機関に委任して行うほか、融資限度額が個人3億円、法人10億円を超える慎重な審議が必要な案件に限り、対面による会議方式で認定を行ってきた。

今般、国は、貸付手続の簡素化、迅速化を目的に、市町村が特別融資制度推進会議を設置・運営する場合の指針である特別融資制度推進会議設置要綱の一部の改正を行った。

国の特別融資制度推進会議設置要綱の改正内容を踏まえ、本市においても推進会議の運営方法の見直しを行ったもの。

(1) 主な内容

【石巻市特別融資制度推進会議の運営方法の見直し】

ア 文書送付方法の見直し

会議に関する文書の送付方法をメール等の電磁的記録による方法に見直したもの。

イ 農業経営改善計画未記載事業に関する確認の新設

借入希望者が、認定事務を委任された融資機関に対し示した経営改善資金計画（以下「資金計画」という。）及び農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の記載事業に齟齬があった場合（資金計画に記載された事業が改善計画に記載されていない場合）、融資機関は、改善計画の認定を行った市町村に対し、同計画変更の要否を確認することができるとしたもの。

ウ 資金の貸付適性の認定後の事務局への報告内容の簡素化

認定事務を委任された融資機関が、認定後速やかに事務局に報告することとされていた借入希望者の情報については、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は営農技術指導が必要であると認めた借入希望者の情報に限る形に簡素化したもの。

(2) 今後の予定

なし

5 石巻市有機農業推進協議会への参画について（産業部）

国においては、「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までの目標として、カーボンニュートラル等の取組をする環境負荷の軽減と持続可能な食料システムの構築を掲げている。

本市においても、有機農業をはじめとする環境に配慮した農法に取り組む面積は増加傾向にあり、令和6年度には環境保全型直接支払制度（有機農業）を活用する農業団体が7団体、農業者が17名、取組面積は82.21ヘクタールに達しており、また、有機農業に関心を持つ就農希望者も増加傾向にあることから、これらの取組を持続・定着させる体制整備が求められている。

農業生産による環境負荷の低減及び有機農業による産地づくりを推進するために設立された石巻市有機農業推進協議会へ、構成員として参画したものの。

(1) 主な内容

【石巻市有機農業推進協議会の概要】

ア 目的

有機農業の健全な育成・普及・発展を通して、持続可能な地域農業の存続・発展を図る。

イ 事業

- ① 有機農業の参入希望者に対する指導・助言
- ② 地域の立地条件に適応した有機農業の技術指導
- ③ 有機農業により生産される農産物の流通、消費の促進活動
- ④ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

ウ 構成員

農業者、農業関係団体、流通関係団体、消費者団体、学識経験者、行政機関等

※設立時構成団体：いしのまき農業協同組合、（一社）イシノマキファーム、
宮城県東部地方振興事務所、石巻農業改良普及センター、
石巻市教育委員会、石巻市

エ 検討部会

石巻市有機農業推進協議会の事務を補佐するため、検討部会を設置し、その活動の経過等を同協議会に報告する。

(2) 今後の予定

- | | | |
|------|------|--------------------------------|
| 令和7年 | 7月～ | 石巻市有機農業推進協議会（2回程度）、検討部会（随時）の開催 |
| | 7～8月 | 先進地視察研修 |
| 令和8年 | 1月 | 石巻市有機農業実施計画策定 |
| | 2月 | オーガニックビレッジ宣言（石巻市） |

【その他】

- ・令和6年度各種会計歳入歳出決算剰余金処分調書について（総務部）
- ・令和8年度当初予算編成について（総務部）
- ・令和7年国勢調査の調査員の協力について（復興企画部）
- ・総合計画後期基本計画における指標について（復興企画部）

以上